

第 53 期令和元年度第 2 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和元年 7 月 29 日 (月)
香川労働局 第 1 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県最低賃金改正に対する意見について

(2) その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

労働者側

資料No.1

2019年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 岩部 乃之

資料No.2

最低賃金1,000円の早期実現を求める意見書

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困解消を

香川県労働組合総連合女性部 部長 中平 朋子

資料No.3

2019年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 森 信夫

使用者側

資料No.4

令和元年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

香川県経営者協会 会長 遠山 誠司

資料No.5

香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

香川県タクシー協同組合 理事長 岩崎 康誠



2019年7月19日

香川労働局長
本間 之輝 様
香川地方最低賃金審議会会長
柴田 潤子 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
議長 岩部 乃之



2019年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている皆様に敬意を表します。

さて、昨年の香川県の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会目安額プラス1円の答申となりましたが、時給792円では労働基準法の趣旨をまっとうするものとなっていません。

この間の最低賃金の引上げによって、非正規雇用労働者の賃金が、最低賃金額に接近している実態が数多く見られるなど、最低賃金の改定が非正規雇用労働者の生活実態に直接影響を及ぼす状況がますます拡大しています。さらに、最低賃金の地域間格差は香川では193円、最大224円と昨年以上に広がり、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるともいえます。

第1回の審議会でお示しいただいた「都道府県別決まって支給する現金給与額」では現金給与額は310.4千円で全国的に近いところでは宮城312.0千円、群馬312.7千円、山梨309.5千円、岡山310.4千円、福岡314.1千円となっています。それぞれの県の最低賃金は宮城798円、群馬809円、山梨810円、岡山807円、福岡814円と香川が最低の額となっています。（資料1）

各県労連で実施した最低生計費調査では、首都圏を含み全国での最低生計費には大きな差はなく、地域的に格差を設けることの理論的根拠について大いに疑問を抱いており、全国一律最低賃金制度こそがあるべき姿と考えています。（資料2）

そのため、地域間格差を無くし、政労使合意の実現に向けて、全体の水準をどのように底上げしていくかが求められています。

つきましては、下記事項を念頭に今年度の最低賃金改定作業を行うようお願いいたします。

記

1 全国一律最低賃金制度の導入に向けた地域間格差の縮小をめざしてください。

最低賃金の地域間格差の拡大により、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促していることから、人口減等により全国の低いランクの地域では、地方の疲弊が大きな問題になっています。県内の自治体すべてが、人口減少について苦慮しており、

子育て支援、地場産業育成に力を注がれていますが、「人口の流れと最低賃金」を基に懇談した結果、地方から声を上げることに共感してもらいました。また、中央最低賃金審議会においてのランク分けについて、現状の打開を図るため地方から異議を唱える首長も出てきております。更には全国一律最賃制度に対する自民党の議連も出来、私たち全労連の役員も説明に行きました。地域経済の活性化、産業振興、若年労働者の定着を促すため、私たち県労連は全国一律最低賃金制度への転換を目指しています。しかしながら現状の格差では迅速な一律制度への移行が出来ません。そのためのステップとして大幅引き上げを実施し、全国最賃制度への足がかりにしてください。

2 最低賃金の大幅引き上げと、以下の政策を実施するよう意見書を上げてください。

- ① 中小・下請け企業が、最低賃金の引き上げにともなうコストアップ分を適正に価格転嫁できるよう、公正取引ルールにかかわる制度を改善し、監督行政を整えてください。
- ② 中小企業における最低賃金の引き上げにかかわる助成金として、現在は「業務改善助成金」が実施されていますが、雇用促進税制や所得拡大促進税制と同様、自発的に取り組んだ企業への助成としており、実績があがっていません。予算を拡充し、最低賃金額の大幅引き上げと同時に、条件を満たす企業に給付権が発生する「最低賃金引き上げ支援助成金」へと制度を改正してください。
- ③ 3 香川県最低賃金審議会運営規定の原則どおりに会議を公開してください。

7月8日に開催された第1回の審議会で、金額を決定する専門部会を例年通り非公開とすることが決定されました。これは極めて不適切な処置と考えます。

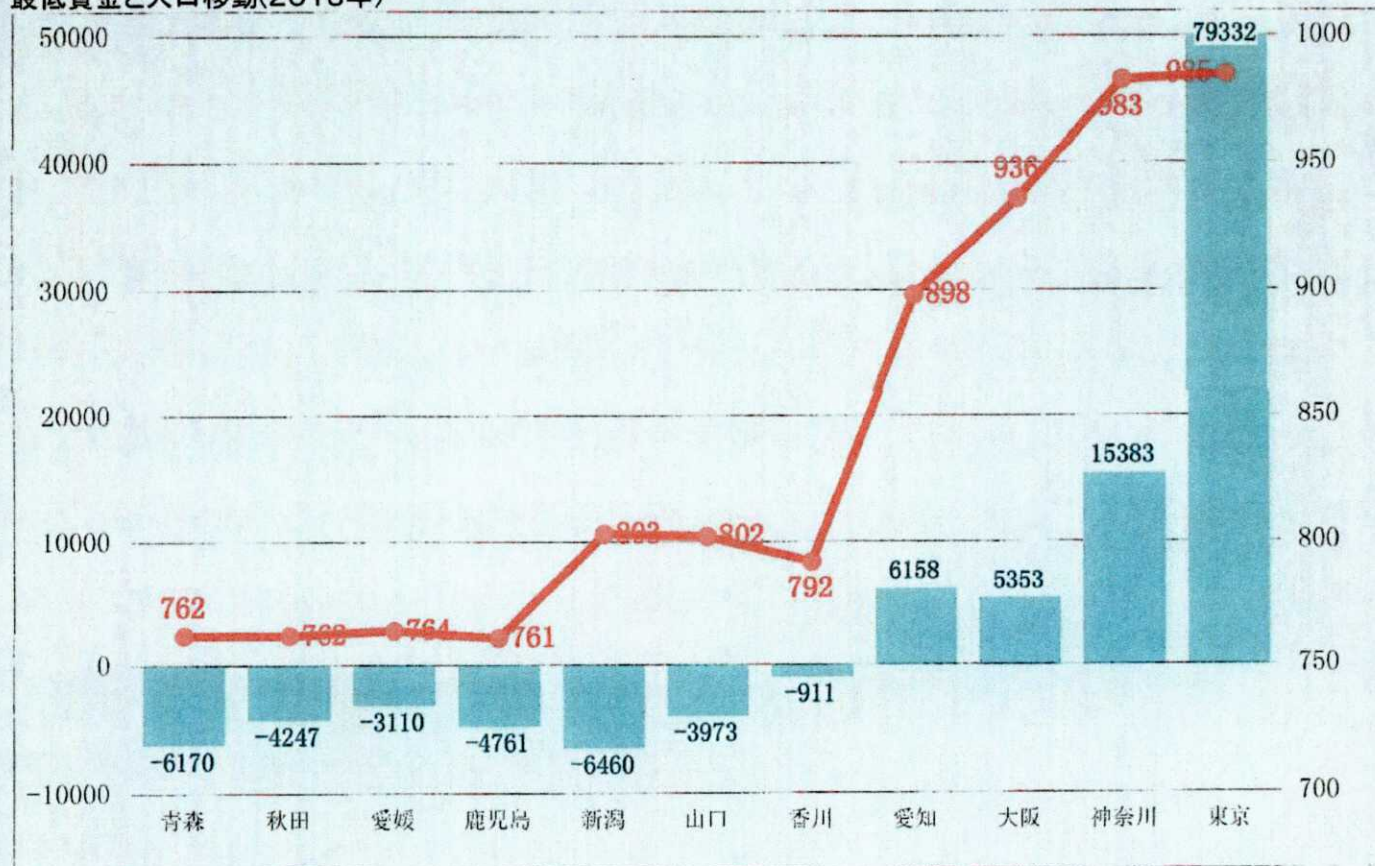
会議は運営規定どおり原則公開で行うべきものであり、「公開することにより、個人情報の保護や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」などという理由は社会通念上理解ができませんし、専門部会の中で公開、非公開をその都度決定していただき、その理由を明らかにすべきではないでしょうか。

国会審議はもとより、労使で熾烈なやりとりがなされる労働政策審議会なども全て公開されています。専門部会が密室でなければ議論できない特別の事情はありませんので、改めて公開を要請するとともに非公開とした理由を具体的にご提示いただきたいと思います。

また、本審議会は議事録が公開されるようになりましたが、依然として専門部会は議事概要であり、単に審議の流れを示したものにすぎず、誰がどのような態度で発言し、その発言に対して、それぞれの委員の方々はどのような姿勢で受けとめたのかといった重要な質的情報が削除されています。それらを明らかにするのは民主主義の基本であり、少なくとも専門部会での審議が公開されるまでは詳細な議事録を公開してください。

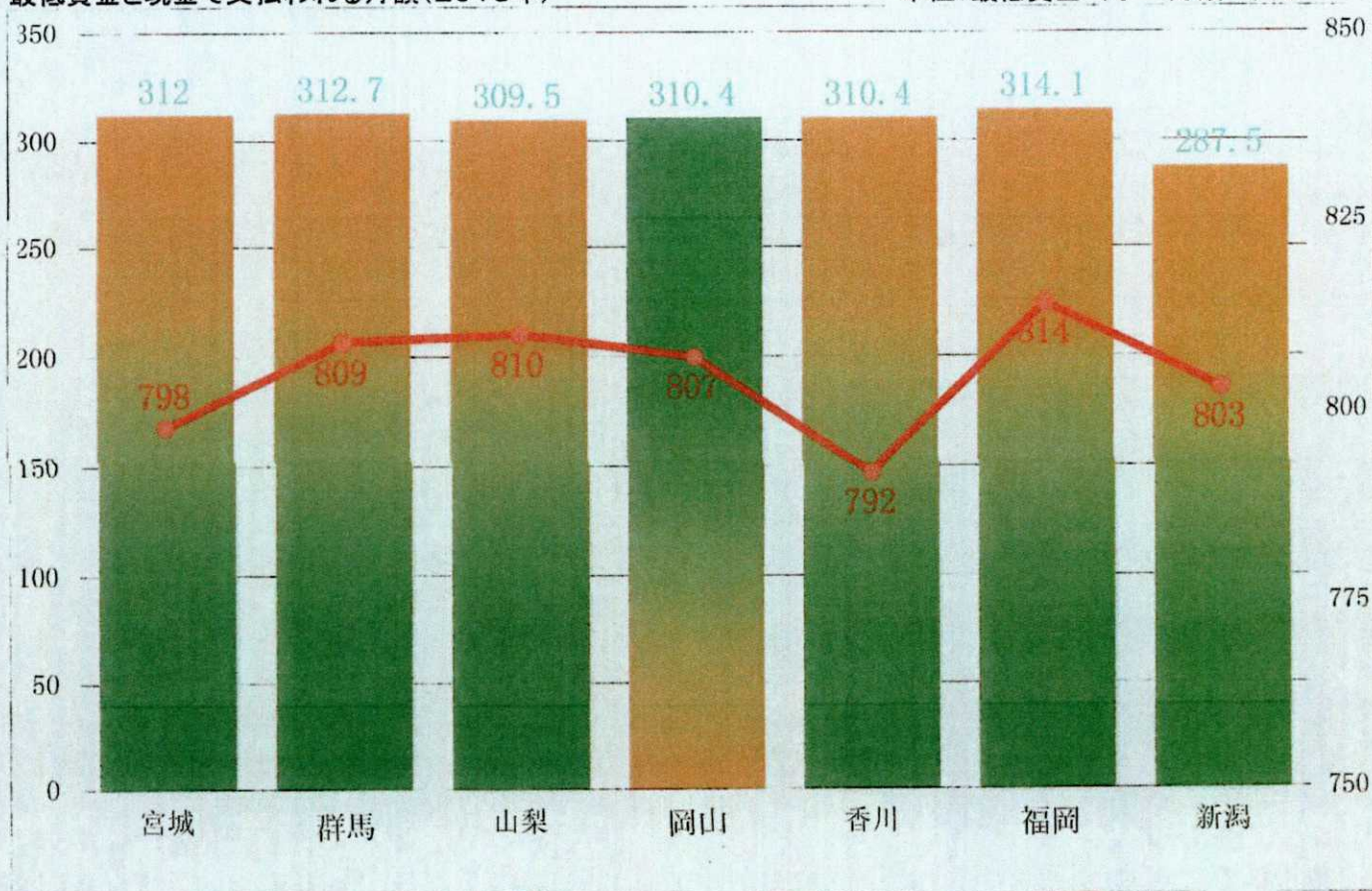
以上

最低賃金と人口移動(2018年)



最低賃金と現金で支払われる月額(2018年)

単位:最低賃金 円 月額 千円



2019年7月19日

香川労働局長

本間 之輝 様

香川地方最低賃金審議会会長

柴田 潤子 様



香川県労働組合総連合女性部

部長 中平 朋子



最低賃金1,000円の早期実現を求める意見書

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困解消を

【意見の趣旨】

1. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準とすること。
当面、即時時給1,000円以上に引き上げるとともに、1,500円をめざすこと。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとすべきであり、生活保護の給付水準を上回る最低賃金の水準を保障すべきである。
 - (2) 最低賃金額は、女性が自立して生活を営める水準にすること。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、「少子化解消」「経済活性化」のために、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。

【意見理由】

1. 香川県最低賃金認知度調査

今年3月、香川県労連女性部は高松駅前では香川県最低賃金の認知度を調べました。香川県と、最低賃金最高額985円（東京都）、近隣県807円（岡山県）、最低額761円を並べて、選択してもらいました。参加人数59名でした。香川の最低賃金を正しく選んだ方は10人に満たず、「最高でもなく最低でもない。どっちかな。」「800円にはのってなかった。」「これ（最高額）だったらいいんだけど。」と選ばれていました。正解を知らせると、「こんなに東京と違うん？」「岡山とこんなに違うんておかしいわ。」「みんな東京いくわなあ。」等の意見でした。

2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくすために、最低賃金の引き上げを

女性労働者のなかで、非正規労働者が6割近くを占め、その中でもパート労働者の7割は女性です。女性労働者の賃金は、男性労働者の賃金の半分程度、女性非正規は男性正規の3割の賃金です。パート労働者の賃金は、現行の最低賃金すれすれであり、多くの女性が自らの収入で生計を維持することはできません。現在、香川県の最低賃金は792円であり、ひと月22

日間（1日8時間）働いたとしても139,392円、年収160万円程度にしかありません。全労連で実施した「最低生活費試算調査」では、一人の労働者が自立して人間らしく暮らす為には、月額23万円程度（時給にすると1,500円程度）が必要という結果がでています。最低賃金との差は約9万円と大きくなっています。

国際的にも日本の女性労働者の賃金格差の実態は間接差別として指摘されているところであり、女性差別をなくし、女性の人権を確立するうえで、最低賃金の大幅引き上げが必要です。現行の男女賃金格差は年金受給額にも反映し、生涯所得での男女格差を生み出し、女性は生涯、貧困状態を抜け出すことが難しくなっています。高齢女性の貧困問題をも引き起こしている最低賃金を引き上げ、生涯にわたる女性差別を是正させることが求められています。

また、夫婦世帯単位を外れた母子世帯は、育児のために「長時間労働ができない」と、一般職、非正規労働を選択せざるをえない状況に追い込まれ、生活のために得られる賃金も最低賃金すれすれです。このことにより、子どもの貧困化もおこっています。

これらのことから、早急に大幅な増額が必要と言えます。

3. 少子化の解消のためにも最低賃金の引き上げを

少子化の主因は、適齢期の男女が結婚しなくなったためだと言われています。非婚化、晩婚化が進む理由として、男女ともに非正規雇用が進み雇用が不安定になっていることが大きな原因の一つとなっています。日本全体の非正規労働者の割合は4割近くを占めるに至っています。結婚しても子どもを養える賃金が保障されていないため、子どもを産めない、産んでも少数が増えています。

少子化の解消のためにも、結婚できる賃金、さらに、子どもを育てられる賃金の保障が求められています。

4. 地域間格差を是正し、香川県経済の活性化のためにも最低賃金の引き上げを

2018年の地域別最低賃金の改定により、地域間格差は最低額761円から最高額985円と3割近い格差があり、その差は広がっています。香川県は792円 全国26位です。昨年24位からさらに下がっています。近隣他県と比較して、羨む声を街頭調査でも聞きました。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地方の人手不足を招き、経済の疲弊を招いています。経済の健全な成長と地域間是正のためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

2019年7月19日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 様



日本労働組合総連合会
香川県連合会
会長 森 信夫



2019年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますことに対し、貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり労働者を代表して意見を申し上げます。国内では職業を持つ人の約9割が雇用労働者という「雇用社会」にあり、ほとんどの労働者は、「労働力」の対価である賃金収入を「生活の糧」としています。

最低賃金は「健康で文化的な最低限の生活」を保障する社会的セーフティネットの重要な柱であります。ぜひ最低賃金法の目的ならびに地域経済への好循環を実現させるためにも、最低賃金の改定にあたり意見を下記のとおり提出致します。

記

1. はじめに

香川県の地域景況は「緩やかに回復している」と判断しており、企業の生産活動では、多少の振れを伴いつつも鉱工業生産は電気機械工業・パルプ関係が上昇し、設備投資関係では昨年同期比を上回っている。消費・生活は、平成30年度平均の消費者物価指数（高松市）は、平成27年を100とした総合指数で101.6となり、前年度比は1.0%の上昇となった。10大費目指数の動きを前年度比で見ると、「光熱・水道」「保健医療」「教養娯楽」「食料」などの9費目が上昇しており、さらに10月には消費税の10%への増税が見込まれ、家計を直撃することが想定される。

県内で働く者54.1万人の雇用形態（毎勤調査H31年4月）を見ると、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合はおよそ25.5%の13.7万人に達する中、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増している。

連合は「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしています。人は働くことで人とつながり、社会に参加できます。その実感が生活の安心と活力になります。地方において誰もが将来の生活に希望を持てる地域社会を実現するため、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットである最低賃金制度の役割はさらに重要度を増している今こそ、最低賃金の適正水準への引上げが必要と考えている。

2. 香川地域最低賃金について

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保したうえで、労働の対価としてふさわしいミニマム水準への改善を目指した目安額を決定すること。

最低賃金近くで働く労働者の労働条件改善に直結する地域別最低賃金の意義は増して

いる。雇用形態の違い、障がいの有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されない。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準とすべきである。

近年、全国的に地域別最低賃金は、従前に比べれば大幅な引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の法の目的に鑑みて十分な水準とは言えない。

さらに、深刻な人手不足を背景に、地域別最低賃金の地域間格差が、隣県や都市部への働き手流出の一因となっており、とりわけCランク下位にある香川県の底上げが喫緊の課題である。

3. 雇用戦略対話における合意の目標達成に向けて

2010年6月の雇用戦略対話における合意では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円をめざす」としている。

また、政府が6月11日公表した「経済財政運営と改革の基本方針2019（仮称）（原案）」では、最低賃金については、この3年・年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す目標が『骨太の方針』が記された。

現在、香川県はこの10年間で140円引上げられたものの、800円は未だ達成できていない状況であり、喫緊の課題は「誰もが1,000円を早期に達成する」ことにある。

そのためには、最低賃金の引き上げに向けた中小企業への更なる支援策（業務改善助成金、最低賃金の引上げに伴う「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」など）の推進を行ない、自立できる水準の底上げと格差是正をめざした議論が必要である。すべての目標達成に向けて、公労使一体となった取り組みが必要である。

4. 地方創生・地域活性化に向けて

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、人口減少問題への対策を総合的に推進する「人口減少・活力向上対策本部現状のまま何ら対策を講じなかった場合、2060年には県人口は約60万人まで減少するも推計され、経済規模縮小、社会保障費増加ひいては地域社会衰退等が懸念されている。

そこで、香川県は2015年10月に「かがわ創生総合戦略」を策定し、人口の社会増減をプラスに転換するために若い世代の県外流出を防ぐことが大切としている。また同戦略の「基本目標1『人の流れを変える』」では、「働く場の確保」と「移住・定住の促進」を掲げている。

誰もが安心して生活を営み、医療・教育・介護なども含め、将来の展望を描ける『最低賃金の保障』により、地域での消費を拡大させ、県内経済を活性化させるための重要な要素だと考え、県内人口の社会増減をプラスに転換することに繋がる。

5. 働く人材の確保のために

香川県内の大学生（平成29年3月卒業）の就職先は、県内での就職が45.3%としている。このうち県内出身者の499人（82%）であり、県外出身者は206人（78.4%）が、県内に就職している。県内では、優秀な人材を望む企業がひしめく中で、新卒採用の定着が進んでいないことは香川県の調査でも明らかになっている。

また、学生へアンケート（民間就活企業調べ）を実施したところ、「学生は大手企業の安定と待遇」にひかれて、関東や関西などの都市部に集中しており、地元での就職については、「賃金や処遇面」を心配する声が上がっている。

最低賃金を取り巻く状況も同様に、首都圏や地方主要都市、さらに瀬戸内経済圏での賃金格差も縮まっておらず、早期に地域間格差の是正を実現することで、多様な人材を呼び込むことになり、香川の地域経済の維持発展につながる。

6. 2019春季生活闘争の状況等

連合香川における2019春季生活闘争では、すべての組合は「底上げ・底支え」「格差是正」に重点を置き、月例賃金にこだわった取り組みを進めてきた。その交渉状況をみると、企業規模にかかわらず2017年の賃上げを上回っており、「賃上げ」の流れは依然、力強く維持されている。特に、99名以下の企業においては、積極的に賃金改善している企業が多く賃金カーブ維持相当分含む3,880円（2017年：1,302円）上昇した。また非正規労働者に関する賃上げは、今後「同一労働同一賃金」の法律の施行によって、賃金などの格差改善は更に進むものと想定している。

7. 各種指標からみた最低賃金額の妥当性

県内総生産（名目）や県民所得ならびにパート賃金の平均額等において、香川県は全国中位に位置するものの、最低賃金額は26番目（最下位32番）と低位にある。また平成29年度より適用されている「目安制度の在り方に関する全員協議会」で示された新たな指標の総合指数においてもCランクの下位2番目にある。

また、実質賃金は、厚生労働省が5月9日に発表した毎月勤労統計調査（速報）によると、実質賃金は1.0%のマイナスと、前年同月を5ヶ月連続で低下した。加えて、本年に入り家庭用小麦粉3%・冷凍食品5～13%・食塩約16%・清涼飲料水20円・インスタント麺8%などが値上げされた。来月より、市販タイヤ・切手・はがき・火災保険料などが値上げを公表している。社会保険料では、すでに4月より健康保険（前年比+0.8%）・介護保険料（前年比+2.4%）の保険料率が上昇し続けている。従って、家庭では購買力と意欲が削がれて「賃上げはまだ足りていない」状況にある。

このように、県内の最低賃金で生計を営む家庭では、社会情勢と家計収支がそぐわない苦しい生活が続いており、都市部との最低賃金の格差は現在もなお開くばかりである。

本来は、最低賃金法は第1条に「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と謳っていることから、生活実態に見合ったものが最低賃金であり、かつ香川県「地方創生」のためにも、賃金のセーフティーネットで働くすべての労働者に希望のもてる最低賃金額へ早期に是正する必要がある。

最後に、香川県において「健康で文化的な最低限度の生活を営める水準」について、前述しましたことを認識いただき、2019年度の改正審議の中で大幅な最低賃金水準の改善が図られることを心から期待申し上げ、2019年度香川県最低賃金改定に対する意見とする。

以上

香経協発第23号
令和元年7月11日香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿香川県経営者協会
会長 遠山 誠司

令和元年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などにむけて、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆様に敬意を表します。香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. はじめに

内閣府が令和元年6月18日に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば、日本経済の基調判断として、景気は輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復しているが、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしている。

こうした中、わが国企業数の99.7%を占め、労働者の7割を雇用している中小・零細企業の大多数は欠損法人であり、厳しい価格競争にさらされ、資金力・人材力も乏しいうえ、労働分配率も高く、不況の影響も深刻で、企業の存続、雇用の維持が常に危ぶまれる。

このため、政策的な目標設定による最低賃金の大幅な引き上げは、中小企業のコスト構造を圧迫し、雇用者全体の賃金水準を押し下げる要因となり、雇用維持の観点からも大きな障害となる。

また、欧米諸国に比べ、年功的な賃金カーブが形成され、今なお、トップレベルにある我が国の賃金水準は、一部、職務給体系に移行しつつあるものの、年功的賃金カーブの軌道修正には時間を要するため、職務の標準化による雇用形態の多様化への対応や総額人件費管理が指向されている。

一方、最低賃金は、正社員とは雇用契約期間や仕事の範囲、将来にわたるキャリア設定などが異なる労働者に適用されるケースが一般的であり、一概に正社員の賃金と対比できるものではない。特に、経済のグローバル化が加速する状況下にあっては、同一職種の賃金水準を比較検証し、目標設定に反映していくことが重要である。

これらのことを踏まえ、本年度の最低賃金の審議にあたっては、最低賃金近辺で多くの人を雇用している中小零細企業の厳しい経営実態を踏まえつつ、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴いただき、最低賃金の引き上げには慎重な審議を強く望むものである。

2. 企業の景況感について

(1) 日本総合研究所：2019～20年度の日本経済見通し

日本総合研究所が、令和元年7月3日に発表した『2019～20年度日本経済見通し』によれば、足許のわが国経済は、輸出の下振れに起因した製造業の弱さを背景の、停滞感の強い状況となっている。もっとも、国内需要に牽引され、非製造業の生産活動は拡大が続いており、景気後退には至っていない。

輸出は、政府の景気対策を受けた中国の民間投資の下げ止まりや、世界的なIT需要の底入れを背景に、緩やかに持ち直す見込みとなっている。ただし、米中の貿易摩擦の激化が、輸出を下押しするリスクには注意が必要である。

海外経済の不透明感が強まるなかでも、企業は積極的な設備投資姿勢を維持、とりわけ、海外経済の動向に左右されにくい非製造業の投資が活発化していることは、先行きの景気にプラス材料となる。人手不足の深刻化と働き方改革を背景に、省力化・合理化投資を積み増す動きとなっている。製造業でも、老朽化した設備の更新ニーズから工場の建て替えが活発化している。潜在的な投資需要は強いことから、製造業の投資マインドが大きく下振れる可能性は小さい。

個人消費は、10月に予定されている消費増税を乗り越え、緩やかな増加基調が続く見通しである。今回の増税は、税率の引き上げ幅が2%と小さいほか、軽減税率の導入や教育無償化も、物価上昇による家計負担の増加を緩和するとみられる。さらに、家計の所得環境も2014年増税時に比べ改善。消費増税が実施されても実質所得はプラスの伸びを維持できるため、前回増税時のような深刻な消費低迷は避けられる見通しである。ただし、教育無償化の恩恵を受けない単身世帯や年金世帯は、増税時の負担増が大きいと、消費が下振れする懸念もある。

以上を踏まえると、外需の先行きには不透明感が残るものの、内需の拡大に支えられ、景気は再び緩やかな回復軌道に復帰する見込みである。2019年度および2020年度の成長率は、1%程度とみられる潜在成長率に近い緩やかな成長が続く見通しである。人手不足が深刻化するなか、成長につながる投資や従業員への分配に前向きな企業も少しずつ増加している。企業の経営姿勢の変化が、内需の強さにつながっており、海外経済が一定程度下振れしたとしても、景気回復が途切れにくい経済構造になっている。

ただし、米中対立や中東情勢の緊迫化、中国の債務バブル崩壊など、複数の景気下振れ要因が同時に顕在化した場合、景気後退に陥る可能性は否定できない。その場合は、追加金融緩和策や消費増税の再延期ではなく、内需の強化につながる財政支出で対応する必要がある。

(2) 日銀発表：企業短期経済観測調査（短観）の概要

日銀が7月1日に発表した6月の企業短期経済観測調査（短観）は、大企業製造業の景況感を示す業況感を示す業況判断指数（DI）が前回の3月調査から5ポイント下落のプラス7となり、2四半期連続で悪化した。米国と中国の貿易摩擦や海外経済の減速が響き、2016年9月調査依頼2年9か月ぶりの低水準となった。日本経済は予断を許さない状況であることが鮮明となり、10月の消費税率10%への引き上げ後の景気失速が現実味を増している。

(3) 日銀高松支店発表：香川県の企業短期経済観測調査結果の概要

日本銀行高松支店が、令和元年7月1日に発表した香川県の企業短期経済観測調査結果（5月調査）によると、海外経済の減速で先行き不透明感がある中、香川県内経済は着実に回復を続けている。

県内企業の景況感を示す業況判断指数は、全産業で前回調査（3月）と同じ9で横ばいとなった。製造業は海外経済の減速で落ち込んだが、非製造業は個人消費の持ち直しなどで改善が目立った。3か月後の予測は全産業で2に低下する見通しとなっている。

業種別にみると、製造業は前回調査から4ポイント低下してマイナス4と3期ぶりにマイナスに転じた。非製造業は個人所日の回復のほか、観光関連も好調で同4ポイント上昇の20となった。3か月後の景況感は、製造業がマイナス10、非製造業は11を見込む。

業況判断DI（香川県）

（「良い」－「悪い」社数の構成比%ポイント、（ ）内は前回調査の予測）

	18/3月	6月	9月	12月	19/3月	6月	9月 (予測)
製造業	▲10	▲8	▲2	2	0	(▲6) ▲4	▲10
非製造業	18	13	15	14	16	(16) 20	11
全産業	7	4	8	9	9	(6) 9	2

(4) 高松商工会議所発表：平成31年1～3月期の管内景気動向調査の概要

平成31年4月12日、高松商工会議所がまとめた令和元年1～3月期の管内景気動向調査によると、同商工会議所に加盟する中小企業140社の今期の景気判断DIは、前年同期比、前期比ともに悪化となった。全業種において深刻な人手不足により、雇用の確保が依然として課題となっている。

先行きについては、都市間の転出入や荷動きが活発化することにより売上高は増加した。その他の業で売上高の上昇がみられるものの、長引く人手不足やコスト増に伴いマインドは低下している。

経営上の問題として、最も多く挙げられているのは、「売上不振」で、全業種合計で46件(32.8%)となっている。次いで、「利益減少」が23件(16.4%)となっている。その他として、業種を問わず多くの企業が人手不足問題を挙げている。

(5) 四国経済連合会発表：4～6月期の景気動向調査の概要

四国経済連合会が6月25日発表した4～6月期の景気動向調査によると、四国の景気は「既に回復」「回復傾向」とみる企業の割合は51%で、前期（1～3月期）から14ポイント低下した。一方、「低迷・横ばい」「下降」の割合（49%）とほぼ同水準に急落した。基調判断は「緩やかな回復の動きが続いているものの、一部に足踏み感がみられる」に引き下げた。下方修正は2016年7～9月期以来11期ぶりとなった。

(5) 景気動向アンケート（四国新聞社）

四国新聞社が6月26日発表した県内企業200社を対象に行った景気動向アンケートによれば、景況感大半の業種が「拡大局面」としたが、海外経済減速の影響を受ける製造業のほか、個人消費の冷え込みで小売業や卸売業で悪化し、業種によってばらつきが目立つ「まだら模様」の結果となった。全体では3年ぶりに「後退」が「拡大」を上回った。2019年度の業績見通しは、売上高で4割超、経常利益は3割超が18年度より上向くとみているが、米中貿易摩擦の激化や10月に予定されている消費税の引き上げで先行きは不透明感を増している。

3. 香川県内の雇用情勢

香川労働局が令和元年6月28日に発表した県下の5月の雇用情勢判断は、「改善が進んでいる」としている。

令和元年5月の香川県における有効求人倍率は1.84倍（全国9位）で、平成23年8月から94ヵ月連続で1倍台となっている。

一方、正社員の有効求人倍率は、前年同月を0.06ポイント上回る1.30倍であり、全体の有効求人倍率に比べると、依然として低い水準にある。

求人産業別の動向では、情報通信業、運輸業、郵便業などで、増加傾向が続いているが、建設業、製造業などでは減少傾向がみられる。

4. 2019年春の賃上げについて

経団連が令和元年7月16日に発表した大手企業の賃上げ率（加重平均による）は、昨年の2.53%を0.10ポイント下回る2.43%となり、妥結額平均は8,200円で、昨年の8,539円より339円下回った。

一方、経団連が令和元年6月18日まとめた、中小企業（従業員500人未満）203社の賃上げは、1.87%で前年より0.04ポイント下回り、妥結額も4,764円で41円の微減となっている。

また、当経協会員企業24社の令和元年の賃上げ率（単純平均による）は、6月28日現在では、対前年比0.05ポイント微減の1.66%となり、妥結額は4,576円だった。

昨年同様 妥結時期の遅れや賃金改定を実施しない企業の増加がみられるなどにより、回答が得られにくくなっており、実勢が掴みにくい状況となっている。

5. 物価について

平成31年度の高松市消費者物価指数（総合指数）は、平成27年度を100とした総合指数で101.8となり、前年同月比は0.7%上昇した。

10大費目指数の動きを前月比で見ると、「被服及び履物」「教養娯楽」「食料」などの7費目で上昇し、「光熱・水道」「交通・通信」の2費目が下落している。

6. 初任給について

新規学卒者に対する初任給は、新規学卒者への求人意欲は高まっているものの、経営環境の不透明感から、ほとんどの企業で引き上げる動きはみられない。その一方で、人材不足や採用難などから、やむを得ず、少額ながらも初任給を見直そうという企業も一部に見られた。

7. 香川県内における 2019 年上半期の企業倒産（帝国データバンク高松支店）

帝国データバンク高松支店が7月4日発表した2019年上半期（1～6月）の香川県内における企業倒産集計（負債額1千万円以上、法的整理）によると、倒産件数は前年同期比5件増の28件で、上半期として3年連続で増加した。負債総額は前年同期49.1%減の40億5400百万円で、2年ぶりに減少した。

同支店は大手資本との競争が激化しているサービス業や小売業で倒産が増えている」と今期の傾向を分析している。今後については、「後継者不在や人手不足、原材料高などが複合的に作用し、事業の継続が困難なケースが確実にふえていく」とみている。

件数を業種別にみると、サービス業が7件で最多となっており、次いで、製造業の6件、小売業の5件などと続いた。原因は、販売不振が21件で約8割近くを占めた。

負債額別では、1億円以上5億円未満が11件で最も多く、5千万円未満が9件、5千万円以上1億円未満が7件などとなっている。前年同期に3件あった10億円以上の倒産は、1件に減少した。

8. 四国地区 人手不足に対する企業の動向調査（帝国データバンク）

帝国データバンク高松支店が6月3日発表した4月の人手不足に対する企業動向調査によると、正社員が「不足」とした四国の企業は52.1%に上り、前年同期と比べて4.3ポイント上昇、4月として過去最高となった。県別の「不足」は、香川が57.3%（全国8位）、高知が56.0%（同9位）と全国平均の50.3%を上回った。

9. むすび

景気の動向、賃上げ、雇用情勢、各種の経済指標ならびに中小企業の経営実態を考慮すれば、昨年同様非常に厳しい状況にあり、最低賃金を大幅に引き上げる状況となっていない。

以上

香タク協第31号
令和元年7月10日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿



香川県タクシー協同組合
理事長 岩崎 康誠



香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、香川労働局長におかれましては、去る7月8日に令和元年度香川県最低賃金の改定について貴会に諮問された旨伺っておりますが、香川県最低賃金額につきましては、平成19年から大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっております、このままではタクシー事業を継続できるのか極めて憂慮しているところです。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化しました。

このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、同法に基づき設置された地域の協議会において適正化及び活性化に向けて更なる取り組みの強化を行っております。このような状況の下、香川県の法人タクシーは利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう各種改善等に努めておりますが、いまだ労働条件が十分に改善できるまでには至っていないのが現状です。

また、中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、タクシー事業を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、香川県最低賃金の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白